



## 第2回 SME サポート勉強会 2月10日(水)のご案内

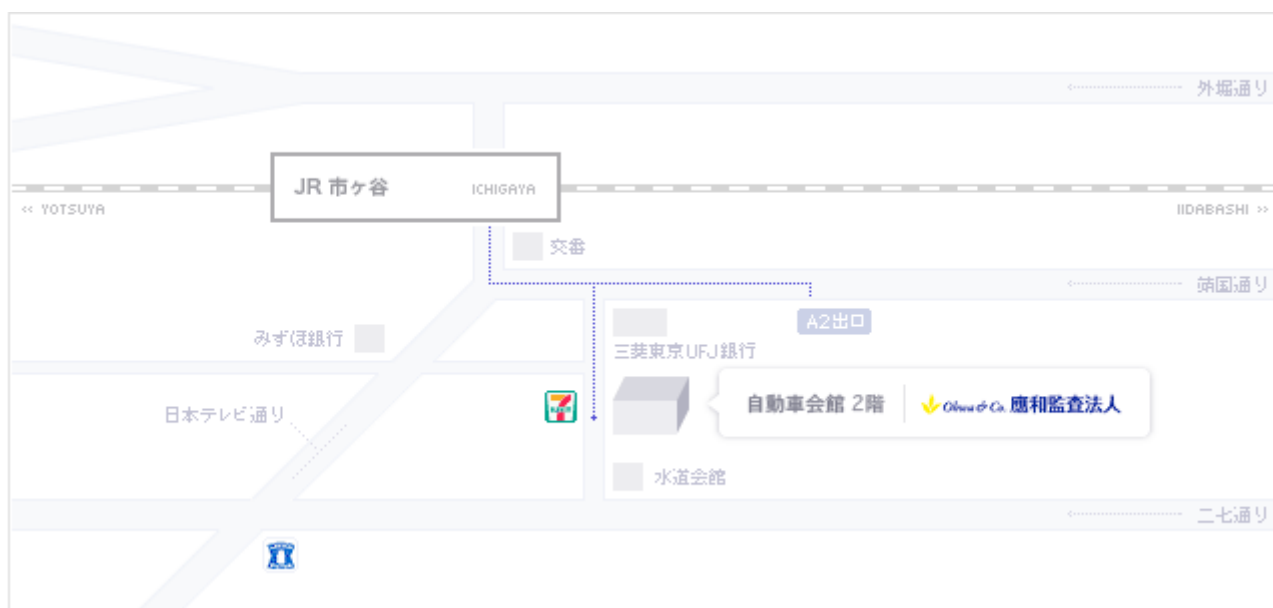
### 【日時】

日時：平成22年2月10日(第2水曜) 18:30~20:00 終了後に懇親会を予定

会場：東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館ビル内 貸会議室

JR市ヶ谷駅・東京メトロ有楽町線市ヶ谷駅 A2出口より徒歩約2分


会費：会場代負担金1,000円(懇親会参加者は別途懇親会代5000円程度)



### 【内容他】

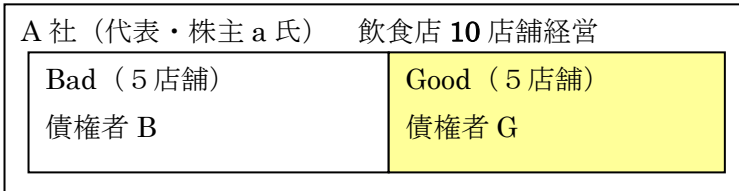
- ・ 中小企業事業再生の事例紹介(永井)・・・近時、中小企業の再生スキームとして散見される「吸収分割(会社法757条～)」の事例を紹介。次葉参照。  
関連事例や関連知識がありましたら共有させてください。
- ・ 次回以降、情報が欲しい事項や、議論したい議題がありましたらご提言ください  
(当日発言いただくか、電話かメールで半田まで)。
- ・ お飲み物等は各自ご用意ください。

今回勉強会内容以外に、別途発表時間確保が必要な方(自社紹介等)はご連絡ください(電話かメールで半田まで)

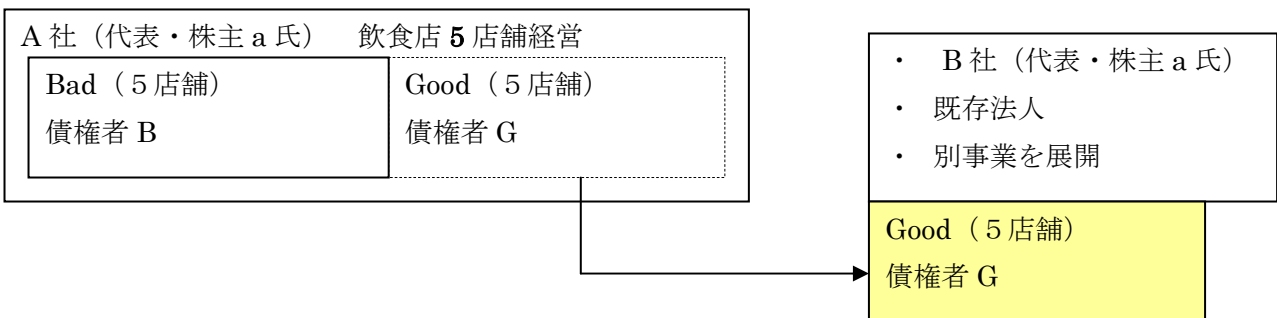


【吸収分割ケーススタディ】

- ・ 飲食店 10 店舗を営む A 社



- ・ 不採算店舗5店舗の事業に関して有する権利義務（負債も含む）は A 社に残し（Bad）、採算店舗の事業に関して有する権利義務（負債を含む）を分割後、B 社に承継させる。



- ・ A 社および B 社は官報にて公告を行った。
- ・ A 社 Bad 事業の債権者 B に対しては何ら催告等行わなかった。
- ・ この事実を 10 ヶ月後に知った債権者 B は代表 a 氏に債権者保護手続きがない事を理由に B 社による保証・担保の提供を要求した。
- ・ Good 事業の債権者 G に対しても何の催告も行っていない。

【問題】

- ・ A 社は Bad 事業の債権者 B に対して債権者保護手続きを行う必要があるか？
- ・ A 社は Good 事業の債権者 G に対して債権者保護手続きを行う必要があるか？
- ・ A 社を清算した場合、債権者 B は保護されないのか（逆に A 社は、この手法により債務逃れが可能か）？